

平成 30 年 9 月 3 日

保護者の皆様

広島県立高陽東高等学校

校長 門 脇 治 隆

異常気象時の対応について

初秋の候 保護者の皆様におかれましては、御清祥のこととお喜び申し上げます。日頃から本校教育活動に御理解・御支援を賜り感謝申し上げます。

今年 7 月の西日本豪雨災害をはじめ、予測を超えた異常気象による自然災害が全国各地で起きており、生徒の安全をより確保するため異常気象時の対応を見直しました。

明日 9 月 4 日より別紙のとおりとしますので、内容を御確認ください。

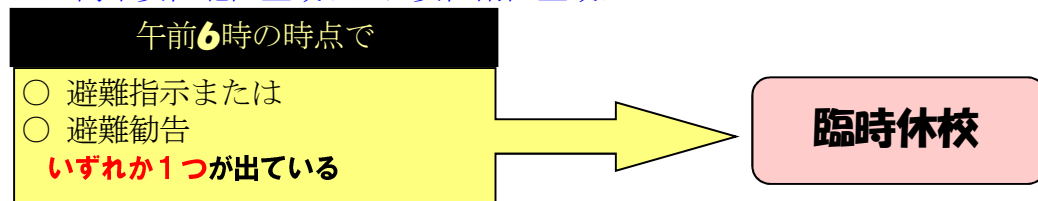
【主な変更点】

- ・ 市町村が発表する「避難指示」または「避難勧告」発令時の対応
- ・ 警報発令時の対応
- ・ 休業日に行われる部活動、模擬試験等の対応

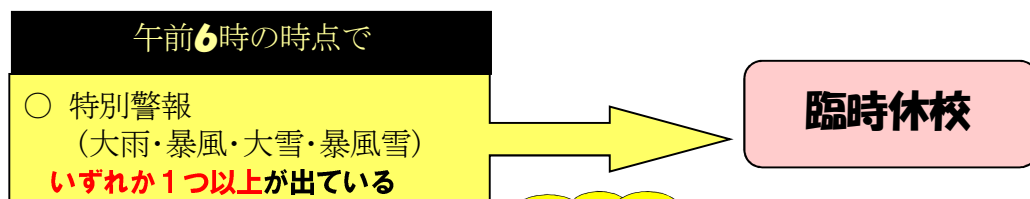
異常気象時の対応の基準について

I 各市町村が発表する情報について

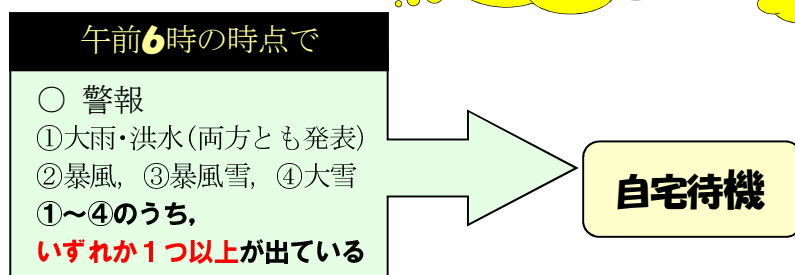
広島市安佐北区全域または安佐南区全域に



II 特別警報について



III 警報について



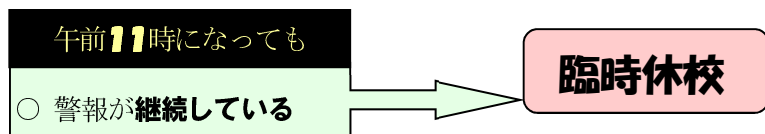
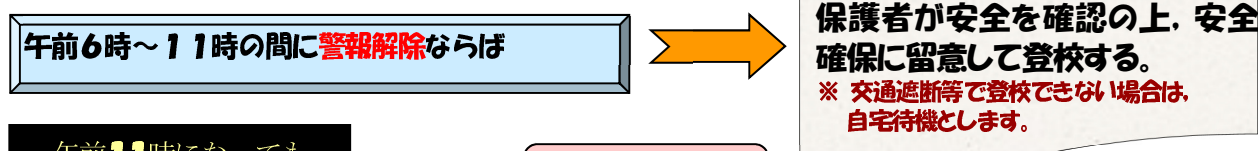
6時前に家を出る
生徒はその時点で

もし

登校中、**警報**が出たら、

- ア 安全な場所に避難する
- イ 帰宅する
- ウ 登校する

※最も安全な方法を選択



IV 広島市以外に居住している場合

上と同じ基準で、自分の居住地に出ている警報の状況により判断してください。

V 登校後に「特別警報」や「警報」が発表されたとき

生徒の安全を最優先し、下校時間を早めたり、遅らせたりします。

※異常気象により生徒の身に危険を感じる場合は、警報発表のある・なしにかかわらず、生徒の安全確保を最優先するよう、保護者が判断してください。

異常気象時の対応について

異常気象により生徒の身に危険を感じる場合は、警報発表のある・なしにかかわらず、生徒の安全確保を最優先するよう、保護者が判断してください。その判断により、自宅待機（欠席・遅刻）する場合、その旨を学校（担任）に連絡し、後日登校時に、保護者がその理由等を記入した生徒手帳を学校（担任）に提出してください。その欠席・遅刻の取り扱いは、次に示す基準の「5 警報に係るその他の場合の対応（1）」に準じ、対応します。

異常気象時の対応基準

1 各市町村が発表する情報について

- (1) 当日、午前6時の時点で、広島市安佐北区全域または安佐南区全域に、「避難指示」または「避難勧告」が発令されている場合、臨時休校とする。（臨時休校とした場合は、授業日を振り替える等により授業時数の確保を行う）
- (2) 午前6時から自宅を出る予定時刻までに生徒の居住地域に各市町村から「避難勧告」が発令された場合、また、通学上危険が伴う状況であると判断される場合は、自宅待機とし、命を守る行動をとること。その際、学校にその旨を保護者が連絡する。

2 特別警報発表時の対応

- (1) 当日、午前6時の時点で、広島市に「大雨特別警報」、 「暴風特別警報」、 「暴風雪特別警報」及び「大雪特別警報」のうち、いずれか1つ以上が発表されている場合は、臨時休校とする。（臨時休校とした場合は、授業日を振り替える等により授業時数の確保を行う）
- (2) 広島市には特別警報が発表されていないが、生徒の居住地域で上記（1）の特別警報が発表されている場合は、当該生徒は自宅待機とする。
- (3) 生徒が自宅を出る予定時刻までに上記（1）の特別警報が発表された場合は、自宅待機とする。
- (4) 生徒が自宅を出た後、登校途中に上記（1）の特別警報が発表された場合は、無理に登校することや帰宅することにこだわらず、ただちに最寄りの頑丈な建物に避難するなど、命を守るための行動をとること。

3 警報発表時の対応

- (1) 当日、午前6時から自宅を出る予定時刻までに、広島市に、「大雨警報・洪水警報（同時に発表されている場合）」、「暴風警報」、「暴風雪警報」、「大雪警報」のうち、いずれか1つ以上が発表されている場合、生徒は自宅待機とする。
- (2) 生徒が自宅を出た後、登校途中に上記（1）の警報が発表された場合は、次のア～ウの中で一番安全と思われる方法を選択する。なお、アを選択した場合は速やかに、イを選択した場合は帰宅後速やかに学校に連絡する。また、登校した生徒に対しては、保護者と連絡をとり、最も安全な対応をとる。
ア 安全な場所に避難する。 イ 安全に注意して帰宅する。 ウ 安全に注意して登校する。

4 警報解除または警報継続への対応

- (1) 午前11時までに、広島市に発表されていた上記3（1）の警報が解除された場合は、その時点で保護者による安全確認の後、安全に注意して登校する。出欠を確認し、授業を行う。
- (2) 午前11時の時点で、広島市に発表されていた上記3（1）の警報が継続して発表されている場合は、その日を臨時休校とする。（臨時休校とした場合は、授業日を振り替える等により授業時数の確保を行う）

5 警報に係るその他の場合の対応

- (1) 広島市には警報が発表されていないが、生徒の居住地域で上記3（1）の警報が発表されている場合は、当該生徒は自宅待機とする。また、警報は発表されていないが、生徒が通常利用する公共交通機関が運行していない場合も自宅待機とする。その他、通学上危険が伴う状況であると判断される場合も、自宅待機とする。これらの場合、学校にその旨を保護者が連絡する。後日登校時に状況を確認の上、特別欠席とする。
- (2) ただし、上記（1）の場合であっても、警報が解除されるか、公共交通機関の運行が再開された場合は、安全に注意して登校する。
- (3) なお、休業日に行われる部活動、模擬試験等についても、本対応、対応基準に従う。

6 始業時刻後に発表された警報・特別警報への対応

始業時刻後に、上記2（1）の特別警報または3（1）の警報が発表された場合は、生徒の安全確保のため、下校を早めたり、遅らせたりすることがある。